

平成 19 年 6 月 29 日

各 位

住所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
 会社名 **GMO** インターネット株式会社
 代表者 代表取締役会長兼社長 熊 谷 正 寿
 (コード番号 9 4 4 9 東証第一部)
 問い合わせ先 専務取締役管理部門統括・
 グループ経営戦略・IR担当 安 田 昌 史
 T E L 0 3 - 5 4 5 6 - 2 5 5 5 (代)
 U R L <http://www.gmo.jp>

「第三者割当による新株式および無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 19 年 6 月 14 日に開示いたしました「第三者割当による新株式および無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行に関するお知らせ」に関し、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<訂正箇所>

8 ページ

第 2. 第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債

9. 社債に関する事項

(6) 繰上償還

(ロ) 行使請求があった場合のコールオプション

訂正前	訂正後
<p>当社は、本新株予約権付社債権者から第 8 項第 (15) 号に基づく本新株予約権の行使請求があった場合、当該行使請求を受領した翌営業日までに本新株予約権者に対し通知することにより、当該行使請求の結果交付されるべき株式数のうち任意の数に相当する額の本社債を償還することができる。かかる償還金額は、当社が通知した当該株式の数に、当該通知を行った日（通知日を含む。）<u>に先立つ</u>10 連続取引日の当社普通株式の株式会社東京証券取引所における 1 株当たり VWAP を乗じた額とする。</p>	<p>当社は、本新株予約権付社債権者から第 8 項第 (15) 号に基づく本新株予約権の行使請求があった場合、当該行使請求を受領した翌営業日までに本新株予約権者に対し通知することにより、当該行使請求の結果交付されるべき株式数のうち任意の数に相当する額の本社債を償還することができる。かかる償還金額は、当社が通知した当該株式の数に、当該通知を行った日（通知日を含む。）<u>以後</u>10 連続取引日の当社普通株式の株式会社東京証券取引所における 1 株当たり VWAP を乗じた額とする。</p>

以 上